

平成28年度 第1回 国立市しょうがいしゃ計画策定委員会議事録

平成29年2月10日

日時 平成29年2月10日（金曜日）午後5時30分より

場所 国立市役所3階第1・2会議室

出席 三井委員 高橋委員 中山委員 綿委員 丸山委員
本多委員 金子委員 國本委員 平委員

井上オブザーバー

欠席委員 小林委員

事務局 健康福祉部長 藤崎 しょうがいしゃ支援課 星野課長
加藤相談係長 吉田支援係長
福祉総務課 山本課長

【事務局】 本日は、お忙しいところ国立市しょうがいしゃ計画策定委員会第1回に御出席いただき、あり

がとうございます。定刻になりましたので、会議を開催させていただきます。

お手元の次第に従って進めさせていただきますが、正副委員長選出までは事務局がかわって進行させて

いただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次第1、委員の委嘱でございます。

永見国立市長より、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。席次に従い、お渡ししてまいります

ので、よろしくお願ひします。

（委嘱状交付）

【事務局】 どうもありがとうございました。

それでは、永見市長より、ここで一言御挨拶を申し上げます。

【市長】 皆様、こんばんは。足元の悪い中を第1回しょうがいしゃ計画策定委員会にお集まりいただきまし

て、まことにありがとうございます。ただいま委嘱をさせていただきます、これからしょうがいしゃ計画の

策定に携わっていただくわけですが、大変感無量でございます。国立市がしょうがいしゃがあたり

まえに暮らすまち宣言をしたのは、私が福祉部長時代ですから、もう10年を超える前だったと思います。そ

れから14年たちまして、その後、しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち国立条例、略称でございます

が、そのような条例ができて、当たり前前に合理的配慮をしなければいけない、差別は禁止されているんだ、

そして、差別を受けたときは訴える機関を国立市は設けるんだ、こういうような条例が施行されました。ま

た、国でも差別解消法が施行されて、しょうがいしゃの権利、地位というのは大幅に上がったと思いま
す。

しかしながら、法律だけで世の中が全ていくわけではございません。やはり着実に地方自治体が計画に基

づいてしょうがいしゃの差別をなくし、そして権利を守っていく、そのようなさまざまな取り組みをしてい

くことがあって初めてしょうがいしゃの方が社会の中で安心して暮らしていけるんだらうと考えておりま

す。その意味で、きょう委嘱させていただきましたが、これから多方面にわたって御検討いただいて、そし

て、いい答申を私にいただき、それを計画とし、そして国立市が実践をしていくと。そのときには、本日お

集まりの当事者の皆様、そして学識経験の皆様、それから市民の皆様ともども、このまちをしょうがいしゃが

暮らしやすいまちにしていくんだ、そういう一体感を持って取り組んでまいりたいと思っておりますので、

ぜひ十分な御検討をいただけたらと思っているところでございます。どうぞひとつよろしくお願いいたしま
す。

【事務局】 大変申しわけございません。永見市長は、本日ほかに公務がございますので、ここで退席させて

いただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、正副委員長の選出に移らせていただきます。それに先立ちまして、委員の皆様から

一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【三井委員】 初めまして、国しよう協、国立市しようがいしゃ団体等協議会の代表をしております三井

絹子です。私は、ごらんのように、皆さんのようにすらすらしゃべれません。全て指で文字を書いたり、文字盤

で話します。ですから、時間が来たから切りますというような進め方はしないでください。私は以前、10年

以上前から、策定委員会、推進協議会の委員長を務めたり、市の施策にかかわり続けており、国立市の福祉

をよい方向に推進させてまいりました。40数年前、私が国立に来たころは、私のような重度しようがいし

ゃが生きられる政策は何もなく、毎日のように市にかけ合い、市に泊まり込みをしたり、少しずつ生きられる

保障を勝ち取ってきました。国立市だけにしようがいしゃ制度の保障を訴えているわけではなく、東京都や

厚生労働省にも命がけの闘いをしてきました。ですから今の福祉があるんです。今、また福祉予算が削ら

れてきています。やはり私は今、国立で生きられる保障を何としても守っていかなければなりません。みんな

のためにと固い決意で委員になりました。

私は、通訳を夫を中心に、介護者も私の発言をかわりにします。決して勝手に話すわけではありませ

ん。それに私たちは、事前に何度も話し合いをしていますので、心配御無用です。あと、私は71年間首が

すわったことはありません。ですから、こうして頭の支えの要員が必要なのです。頭はとても重たくて、

長時間は支えられません。なので、交代の人もいます。姿勢を変えたり、よだれを拭いたりしますが、それは

普通のことですので、気にしないでください。では、よろしくお願ひします。せっかくこのような場で知り合

えたので、皆さんと仲よくしていきたいと思ひます。

記録のために、会議の様子の写真を撮らせていただいてもいいでしょうか。

【事務局】 その件につきましては、後ほど委員会の進め方のところで、委員会でお話し合いをさせていただ

くということよろしいですか。

みついいいん
【三井委員】 わかりました。

まるやまいいん めいほじょう うえ ばんめ まるやまあきら もう どうようだいがく しゃかいがくぶ しゃかいふくし
【丸山委員】 名簿上は、上から6番目にあります丸山晃と申します。東洋大学の社会学部で社会福祉の

じっしゅう たんとく ひと ふくし きょういく ねが
実習を担当したり、しょうがいしゃの人たちの福祉についての教育をしております。どうぞよろしくお願
いいたします。

なかやまいいん はじ たいよう すばる かい だいひょう き なかやまれい もう わたし う
【中山委員】 初めまして、太陽と昴の会から代表で来ました中山怜と申します。私は、生まれつきから、

じへいしょう いっしゅ しょうこうぐん びょうき も げんいん
自閉症の一種であるアスペルガー症候群という病気を持っていて、そのことが原因でいろいろといじめ
られたりとか、差別されたりとか、そういう経験をしてまいりました。右も左もわからないままで委員にな
りましたけれども、なんとか頑張っってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

わたいいん みな めいほ ばんめ わたゆうじ げんざい にほんふくしだいがく
【綿委員】 皆さん、こんばんは。名簿の5番目にあります綿祐二といいます。現在、日本福祉大学というと

せんせい どうじ しゃかいふくしほうじんむつきかい ほうじん しせつ けいせい いまげんざい
ころで先生をしています。それと同時に、社会福祉法人睦月会という法人で施設を運営しております。今現在、

とうきょうとない しせつ うんえい くにたちし いえ ちてき にゅうしょしせつ
東京都内で25施設を運営しています。国立市ですと、「わかばの家」という知的しょうがいしゃの入所施設
を運営させていただいております。ずっと国立市の中でいろいろなしょうがいしゃの方々と生活をいつもと
もにしているというのがひび せいかつ
生活です。

ほく じつ かぞく く あに あね あね ぜんいん
僕も実はしょうがいしゃの家族で、ずっと暮らしてまして、兄と姉と姉がいて、全員がしょうがいし
やでいます。いわゆる家族会の中でもずっと動いていた人間でもありますので、まさにまた皆さんといろん
なことを勉強させていただければと思っておりますので、よろしくお願
いしたいと思
います。

たかはしいいん みな はじ わたし くにたちしちょうかくしょうがいしゃきょうかい まい いいん
【高橋委員】 皆さん、初めまして、私は国立市聴覚障害者協会から参りました。きょうこのような委員

はいめい ちょうかく しあわ い
を拜命しまして、できるかどうかわかりませんが、聴覚しょうがいしゃにとって幸せに生きることな
どを、また、皆さん、ほかの団体の方々ともしろいろと話して進めていきたいと思
います。頑張っ
ていき
たい

おも ねが す なまえ い わす たかはしまきこ もう
と思
います。よろしくお願
い
します。済みません、名前を言うのを忘れてしまいました。高橋今希子と申しま
す。よろしくお願
い
いた
し
ます。

【本多委員】 こんばんは。滝乃川学園という市内にあります主に知的しょうがいしゃの方の施設で働いています。35年ぐらい働いているんですけども、ここ15年ぐらいは地域の方の支援ということで、ヘルパーの派遣や相談などをやらせていただいているので、少し顔を存じ上げている方もいるので、心強いなと思いがら参加させていただいています。ふなれですので、皆さんの御指導をいただきながらいきたいと思いがら。

どうぞよろしくお願ひいたします

【金子委員】 こんばんは。国立市社会福祉協議会の金子と申します。現在、社会福祉協議会が指定管理を受けています国立市障害者センターの所長をこの4月からさせていただいているところです。皆さんにいろいろなことを教えていただきながら進めていけたらと思っています。よろしくお願ひします。

【國本委員】 どうもこんばんは。名前は、國本哲三といいます。名簿では9番目です。国立市民生委員・児童委員協議会から参りました。私自身は民生委員でございます。しょうがいしゃと一緒にみんなで仲よく暮らせるまちづくり、この辺のところはまだ知識が乏しいですけども、頑張っている結果を出したいと思いがらので、ひとつよろしくお願ひいたします。

【平委員】 名簿では10番目に載っております。私は、市民の公募による形で選ばれてきました。きっと公募に立候補したのは私だけだったんだなと。できるだけ市民の声として皆さんの意見を聞いていきたいと思いがら。よろしくお願ひします。

【事務局】 どうもありがとうございました。続いて、事務局職員も簡単に御紹介をさせていただければと思いがら。自己紹介でまいりたいと思いがら。

（事務局自己紹介）

【事務局】 それでは、次第の正副委員長の出のほうに戻らせていただきます。

国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例の第5条に基づきまして、委員長の方お1人、副委員長の方お

ひとり ごせん せんしゅつ ねが
1人、互選での選出をお願いします

さいしょ いいんちょう じせん たせん と ごすいせん うかが おも
最初に、委員長について、自薦、他薦を問わず、御推薦などがありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

かねこいいん わたせんせい いいんちょう ねが おも
【金子委員】 綿先生に委員長をお願いできたらいいかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

じむきょく いま かねこいいん わたいいん ごすいせん ごいけん
【事務局】 今、金子委員から、綿委員を御推薦したいという御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

いぎ
(異議なし)

じむきょく いぎ わたせんせい いいんちょう ねが おも
【事務局】 異議なしということで、綿先生に委員長をお願いしたいと思います。

つづ ふくいんちょう めい
続きまして、副委員長1名についてですが、いかがいたしましょうか。

なかやまいいん なかやま もう めいぼ ばんめ とうようだいがく まるやませんせい すいせん
【中山委員】 中山と申します。名簿にある6番目の東洋大学の丸山先生を推薦いたします。

じむきょく なかやまいいん まるやまいいん ごすいせん こえ せいふくいんちょう
【事務局】 中山委員から丸山委員を御推薦というお声がございましたが、いかがでしょうか。正副委員長が

がくしきけいけんしゃ にん かたち いいん みなさま ごいけん
学識経験者からのお2人という形になりますが、いかがでしょうか。委員の皆様の御意見など、あるいはほ

ごすいせん うけたまわ おも
かの御推薦などがありましたら 承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

わたいいん いまごしめい がくしき ふたり へん はなし かたよ
【綿委員】 今御指名をいただいて、学識から2人というのも変な話で、偏ってしまうので、もしよければ、

ちいき かた おも いけん がくしき ふたり
地域の方からどなたかいらっしゃったらと思うんですがというのが意見として、学識から2人というのはち

おも
よっとあれかなと思ひまして。

じむきょく がくしき ふたり おも ひとり ちいき かた はなし わたいいん
【事務局】 学識からお2人ということではなく、お1人、地域の方からというお話が綿委員からございま
したが、いかがでしょうか。

なかやまいいん ばんめ の しみん だいひょう しゅっせき たいら
【中山委員】 では、10番目に載っております市民を代表して出席されている平さんはいかがでしょう

ぼく わか けいけん すく ねんこうじょれつ かたち ぼく じっさい
か。僕は若いので、まだ経験が少なく、こういうのはやはり年功序列みたいな形で、僕は実際しょうがい

も にんげん ふくいんちょう そしつ ひろ め
を持っている人間なので、とてもではないけれども、副委員長をできるような素質はないので、むしろ広い目

み たいら おも
で見られる平さんがいいのではないかなと思ひましたけれども、いかがでしょうか。

【事務局】 改めまして、中山委員から平委員をご推薦というお声でしたが、ほかの委員さんのほうではいかがでしょうか。

【平委員】 では、皆さんがよければ。

【事務局】 それでは、平委員を副委員長にという御推薦をいただいて、平委員も御了解ということですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】 ありがとうございます。異議なしということで、それでは、綿委員と平委員には正面の席にお移りいただきまして、一言御挨拶をお願いいたします。

【綿委員長】 御指名をいただきまして、今回、国立市のしょうがいしゃ計画策定に携わらせていただきま

す。綿と申します。改めまして、よろしく申し上げます。

今、しょうがいしゃ計画策定に関しまして、国のしょうがいしゃ福祉の制度改革が激しく動いている時代です。その制度によって、地域の暮らしであるとかがかなり厳しい時代でもあります。ちょうど来年度の3月までに地域生活支援拠点事業がいよいよスタートすると。この拠点事業というのは、いわゆる1人1人の方々が地域でどうやって生活するかという仕組みづくりをしなければいけない時期に、国が恐らく各行政に宿題を出しているところなんです。まさに本当に大切な時期に、司会のお仕事を務めたいと思いますので、皆さんの方のお力をおかりしながら頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

【平副委員長】 綿委員長の足を引っ張らないように頑張っていきたいと思います。ひとつ皆さん、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、次第の3に移らせていただきます。

市長より諮問ということです。市長が公務により退席させていただいておりますので、永見市長にかわりま

して、^{ふじさきけんこうふくしぶちよう}藤崎健康福祉部長より^{しもんしよ いんちよう}諮問書を委員長へお渡しさせていただきます。

^{けんこうふくしぶちよう}【健康福祉部長】 ^{だいどく}代読させていただきます。

^{くにたちし}国立市しょうがいしゃ^{けいかくさくていいんかいいんちようどの}計画策定委員会委員長殿。^{くにたちしちようながみかすお}国立市長永見理夫、^{しもんしよ}諮問書。

^{くにたちし}国立市しょうがいしゃ^{けいかくさくてい}計画策定に伴い、^{くにたちし}国立市しょうがいしゃ^{けいかくさくていいんかいじょうれいだい}計画策定委員会^{じょう}条例第2条^{きてい}の規定に基づ

^{かき}き、^{じこう}下記の事項について^{しもん}諮問いたします。

1、^{だい}第2次^{じくにたちし}国立市しょうがいしゃ^{けいかくあん}計画案の^{さくてい}策定について。

^{いじよう}以上でございます。^{みな}皆さん、^{ねが}どうぞよろしくお願ひいたします。

^{じむきょく}【事務局】 ^{ありがとうございました}ありがとうございました。それでは、^{せいふくいんちよう}正副委員長が^{せんしゆつ}選出され、^{しもん}諮問が^お終わりましたので、これ

^{さき}から^{しかにしんこう}先の^{わたいんちよう}司会進行は^{ねが}綿委員長にお願ひしたいと思ひます。^{おも}なお、^{だいへんもう}大変申しわけございませぬ。^{ふじさきぶちよう}藤崎部長もこの

^{あとべつ}後別の^{こうむ}公務がございまして、^{たいせき}ここで^{ねが}退席をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

^{わたいんちよう}【綿委員長】 ^{それでは}、^{しだい}次第に沿ひまして^{すす}進めさせていただきますと^{おも}思ひます。よろしくお願ひします。

^{しだい}次第の4、^{いいんかい}委員会の^{すす}進め方につましまして^{かた}事務局から^{じむきょく}説明を^{せつめい}お願ひしたいと思ひます。^{ねが}よろしくお願ひしま

^す。
^{じむきょく}【事務局】 ^{それでは}、^{はいふしりよう}配付資料に沿ひて^{せつめい}説明させていただきますが、^{おも}お手元の^{しりよう}資料の^{かくにん}確認を^{ねが}お願ひしたいと

^{おも}思ひます。^{ほんじつ}本日、^{きじょうはいふ}机上配付いたしました^{しだい}次第の後段に^{こうだん}記載させていただきますところですが、^{しぜん}事前に^{おく}送らせ

^{ていただきました}資料と、^{しりよう}本日^{ほんじつさんこうしりよう}参考資料として^{はいふ}配付させていただきますと^{おも}思ひます。^{ごかくにん}御確認を^{ねが}お願ひ

^{しだい}まず、^{まい}次第がA4 ^{うらおもてす}1枚の裏表刷りのものです。^{だい}（第1回）^{かい}資料①^{しりよう}国立市しょうがいしゃ^{くにたちし}計画策定委員会

^{じょうれい}条例の^{ほんぶん}本文、^{ぜんぶん}全文を^{ようい}用意させていただきますと^{おも}思ひます。^{つづ}続いて、^{だい}（第1回）^{かい}資料②^{しりよう}国立市しょうがいしゃ^{くにたちし}計画

^{さくていいんかいいんめいぼ}策定委員会委員名簿、^{さき}先ほど^{いいん}委員さんの^じ自己紹介の^{こしょうかい}ときに^{ごしりよう}御使用いただいた^{かた}方も^{いいん}おられました。

^{めいぼ}名簿を^{くば}お配りして^{つづ}おります。^{だい}（第1回）^{かい}資料③^{しりよう}国立市しょうがいしゃ^{くにたちし}計画策定委員会^{けいかくさくていいんかい}スケジュール

案になります。続いて、(第1回)資料④計画の位置づけ、関連計画、策定の背景と趣旨、期間等で、11ページ立て、裏表刷りのものが事前にお配りした資料でございます。

以下、加えまして、本日追加の配付資料といたしまして、薄いブルーの冊子の「国立市しょうがいしゃ福祉計画～誰もがあたりまえに暮らせるまちづくりに向けて～」が1点、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」、参考資料①といたしまして、市の基本構想・関連計画に盛り込まれているしょうがいしゃ施策等抜粋、続いて参考資料②は、A4の横判になりますが、近隣市及び類似団体のしょうがいしゃ計画の概要、最後になりますが、しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言のリーフレット、青地に刷ったものを入れさせていただいているところです。お手元で御確認をいただけましたでしょうか。

また、本委員会は議事録作成のため、冒頭より事務局のほうで録音をとらせていただいておりますので、委員の皆様には御了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員会の進め方について、まず次第に記載しております1点目、地域福祉計画策定委員会との兼任委員についてお諮りさせていただきたいと思っております。

まず今回、計画策定の取り組み方につきまして大きく変更等がございました。以前、国立市地域保健福祉計画策定委員会という形で、しょうがいしゃ計画、それと高齢者保健福祉計画、地域福祉計画、この3つの計画を1つの委員会で策定するという策定方法を採用していましたが、高齢者保健福祉計画のほうが介護保険事業計画——いろいろな計画の名前が出てきて恐縮なんですけれども、介護保険制度の計画と一体的に策定をするというような形で法的に位置づけられました。その流れで、高齢者保健福祉計画は介護保険運営協議会のほうで策定をするというふうに策定方法が変更となりました。それを受けまして、地域保健福祉計画の策定方法を検証しまして、ここで地域福祉計画としょうがいしゃ計画それぞれの策定委員会を

じょうれい わ さくてい すず かたち さくねん がつ じょうれいあん ぎかい かけつ ほんじつ
条例で分けて策定を進めていくという形で、昨年12月に条例案を議会で可決いただきまして、本日の

いいんかい かいさい ちいきふくしけいかく けいかく こうれいしゃほけんふくし
委員会の開催となりました。ただし、これまでどおり、地域福祉計画、しょうがいしゃ計画、高齢者保健福祉

けいかく かんれん ぶんや そうご ちょうわ たち りゅうい ひつよう
計画はそれぞれ関連する分野でございますので、相互に調和が保たれるといったことに留意をしていく必要

がございますので、こうれいしゃほけんふくしけいかく さくていがわ けいかく さくてい がわ
がございますので、高齢者保健福祉計画の策定側からも、あるいはしょうがいしゃ計画を策定する側からも、

ちいきふくしけいかく けんにい いいん せんにい ちいきふくしけいかくさくてい
地域福祉計画をつくる兼任の委員を選任するということになりました。つきましては、地域福祉計画策定

いいんかい けんにいいいん じむきょく ていあん おも
委員会との兼任委員を事務局から提案させていただきたいと思ひます。

まず、にん よてい がくしけいけんしゃ なか ひとり わた
まず、3人という予定だったんですが、学識経験者の中からお1人ということで、これにつきましては、綿

いいんちょう いいんちょう ねが ひとり まるやまいいん ちいきふくしけいかくさくてい
委員長に委員長をお願いしたということもございますので、もうお1人は丸山委員に地域福祉計画策定

いいんかい けんにいいいん ねが かんが しゃかいふくしほうじん やくいん しょくいん くぶん なか
委員会の兼任委員をお願いできればと考へております。また、社会福祉法人の役員または職員の区分の中か

けんにいいいん ほんだいいん ねが かんが とうじしゃいいん
ら兼任委員ということでは、本多委員をお願いできればと考へております。それと、しょうがい当事者委員

けんにい こんがい くにたちし だんだいとうきょうぎかい いいんかい いいん ねが
の兼任につきましては、今回は国立市しょうがいしゃ団体等協議会よりそれぞれの委員会に委員をお願いす

るという形をとらせていただき、しょうがいしゃ計画策定委員会には三井絹子委員、地域福祉計画策定

いいんかい いのうえはるないいん ごしゅうにん いのうえはるないいん たいへん てすう けいかく
委員会には井上晴菜委員に御就任いただき、井上晴菜委員には大変お手数をかけますが、しょうがいしゃ計画

さくていいんかい ごしゅうせき かたち かんが
策定委員会のオブザーバーとして御出席をいただくという形をとらせていただきたいと考へております。

いじょう じむきょく けんにい ていあん ねが
以上、事務局からの兼任についての提案となりますので、よろしくお願ひいたします。

わたいいんちょう いま じむきょく ちいきふくしけいかくさくていいんかい けんにいいいん
【綿委員長】 ありがとうございます。今、事務局から地域福祉計画策定委員会との兼任委員について

ごせつめい いいん みな なに ごいけんとう ねが おも
御説明がりましたが、委員の皆さんから何か御意見等ありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。とく もんだい しょうにん かたち かくいいん せんせいがた ねが おも
よろしいでしょうか。特に問題がなければ、承認という形で、各委員の先生方にお願ひしたいと思ひま

す。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

いのうえ せき ねが おも
井上オブザーバー、ぜひお席のほうにお願ひできればと思ひます。

それでは、今回、井上晴菜氏にはオブザーバーとして御参加いただくんですが、一言御挨拶をお願いできればと思います。

【井上委員】 私は、オブザーバーの井上晴菜です。25歳です。国立市で自分でアパートを借りて自立して生活をしています。介護者と一緒に買い物に行ったり、御飯をつくったり、一緒に掃除をして生活しています。また、いろいろなところにお出かけして勉強しています。

私は、国立市しょうがいしゃ計画のわかりやすい版を、わかりやすいけいかくづくりいいんかいの皆さんと一緒に作りしました。第3期がわかりやすい計画、第4期はもっとわかりやすい計画です。「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」のワーキンググループに参加して、一緒に作りしました。2中防災委員もやっています。車椅子体験コーナーや避難所で私たちが助けてほしいことを話します。

推進協議会でオブザーバーをやりました。計画をABCで評価しました。策定委員会でしょうがいしゃ部会のオブザーバーを頑張ります。地域福祉計画では委員をやります。委員を頑張ります。よろしく願います。

事務局にお願いしたいことがあります。お手紙と資料にルビを振ってください。漢字が読めなかったです。早く資料を下さい。30日前に資料が欲しいです。勉強する時間がいっぱい必要です。わかりやすい言葉でお話してほしいです。要約筆記をわかりやすく書いてください。お話が終わったら、コピーは早目に下さい。よろしく願います。

【綿委員長】 ありがとうございます。今、この席でいいですかね。よくよく考えたら、要約筆記を入れるんですか、大丈夫ですか。入れますね。

それでは、次の4の中の委員会のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、委員会のスケジュールについて、お手元の委員会スケジュール案に沿って説明をさせ

いただきます。お手元に御用意いただければと思います。

本委員会は、本日第1回を開催させていただき、委員会として発足いたしました。この後、資料のとおり
スケジュールで委員会運営を予定しております。こちらの表のもので、2月10日、第1回の委員会で、
実施内容は記載のとおりでございます。

続きまして、兼任委員さんには大変恐縮なんですが、2月に地域福祉計画策定委員会が来週予定をされ
ているところでございます。3月、4月と、この3カ月につきましては続けての開催になりますが、以降は2
カ月に1回ペースということで、委員会は通算で7回を予定しております。第1回は、この後、しょうがいし
ゃ計画の位置づけ等の御説明をさせていただき、2回目につきましては、引き続き、きょう説明をさせていた
だいたものへの御質問、御意見などを承る、それと地域保健福祉施策推進協議会からの答申につきまし
て、現行の国立市しょうがい者計画の評価の内容についてお伝えをしていきたいと考えております。年度が
かわりまして、平成29年度4月最初の委員会、第3回になりますが、現在、国立市では、ちょうどこの策定
委員会と並行して、しょうがいのある方を対象にしました調査を実施しておりますので、その調査結果の
報告とその結果報告に基づいた現状分析と課題の整理という機会を設けさせていただきたいと考えており
ます。ここまでが前段といった形で、4回以降は、新しい計画の基本理念案、構成案、施策目標案等の検討
をお願いしていくという形で、2カ月に1回ペースになります。ちょうどこの年末、12月を目途に中間答申
の取りまとめをお願いしまして、パブリックコメント募集、意見を聴く会という形で、また広く御意見を募集
し、それを反映させる作業を、ちょうど1年後、来年1月の第7回委員会で最終答申として取りまとめたい
だくという中身で考えております。1年間のスケジュールでございますが、かなり厳しい、短期間でいろ
んな中身の濃い議論をお願いするという形をとるようになると思います。委員の皆様には、お忙しい中大変
恐縮ですが、このスケジュールについて御理解いただければと思います。御協力のほどよろしくお願
いいたします。

【綿委員長】 ありがとうございます。委員の皆様、何か御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思
うんですが、いかがでしょうか。

【三井委員】 三井絹子です。忙しいので、日にちを早目に決めておきたいです。

【綿委員長】 今、早目に日にちを決定してほしいということですので、すぐに全部は決まらないにしろ、も
し近々のが決まって、提案があればと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 それでは、本日の次第の一番最後で次回の日程等の御調整をと思っていたんですが、基本的には
委員会の際に、次回、次々回まで本日決めさせていただければと考えておりました。3月と4月の開催日程

の提案をさせていただきたいと思ます。次第の中で前後いたしますが、よろしいですか。

【綿委員長】 お願いします。

(日程調整)

【綿委員長】 3月は24日、4月は21日です。それでは、事務局で会場があいているかどうかを確認して
いただき、最終決定としたいと思いますので、一応この日にちを予定させていただければと思ますので、
よろしくお願ひしたいと思ます。時間は夕方6時からです。

そのほか、先ほどの年間スケジュールに関しまして、委員の皆さんから何か御質問はありますでしょうか。

【中山委員】 3月、4月は大丈夫です。6月については、3月、4月にわかるとありがたいなと思っており
ます。

【綿委員長】 御意見をありがとうございます。これから次の会のときに、その次の次まで決めていく形を
とればと思ますので、それで皆さんで都合のいい日を決めていきたいと思ます、それでよろしいで
しょうか。

【中山委員】 大丈夫です。

【綿委員長】 では、なるべく早目に日程を決めていくという形でよろしくお願ひしたいと思ます。

そのほかはいかがでしょう、大丈夫でしょうか。

皆さんには、7回分の委員会がありますので、前半は、しょうがいしゃ計画策定の場合にはニーズ調査が入ります。ニーズ調査の結果でまた後半のところの策定に入るという大きな流れがありますので、そのあたりを御理解いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは続きまして、今度、委員会の進め方を事務局から御説明ください。

【事務局】 先ほど三井委員からお話がありましたところを改めてよろしいですか。

【綿委員長】 それでは、先ほど御挨拶の中でありました三井委員からの御要望をお願ひしたいと思ひます。

【三井委員】 会議での様子を、主に私自身を入れた写真と、あと、個人的に録音をさせていたきたいという事です。いかがでしょうか。写真は記録のためです。

【綿委員長】 今、三井委員から、写真の撮影と録音について御要望がありました、このあたりは、ほかの委員の皆さんの御意見も含めまして、いかがでしょうか。

【井上委員】 いいです。

【中山委員】 大丈夫です。

【綿委員長】 では、これは個人情報との関係がありますので、事務局からの見解をお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 この後、委員の皆様は御意見を考へていますが、事務局といたしましては、まず委員会の録音については、先ほども申し上げたとおり、今回事務局のほうで録音させていただいているということもございまして、基本的には事務局が録音したものをデータでお渡しさせていただくということでは、いかがでしょうかという御提案が1点。これについては、録音データを希望する委員さんへのみということで、全ての委員さんということではなく、録音したものが欲しいと希望する委員さんがいたときに、事務局のほうで録音させていただいたものをデータとしてお渡しするという御提案をさせていただければと思ひます。

写真撮影につきましては、事務局で記録用に撮影させていただいたものをこれもやはりデータとしてお渡

情報じょうほうをとというのが必要ひつようなのかなということいまを今の御意見ごいけんの中なかでは感かんじました。それふくも含めて、例えたとば事務局じむきょくでとったものを、日程にっていを決めて次の日きに必つぎずお渡にちしするという形かならというのはいかがでしようか。全わたての記録かたちをお渡すべしするという形きらくはいかがでしようか。

【三井委員】 それならいいです。本当ほんとうにすぐ聞ききたいからです。

【綿委員長】 委員会わたいいんちようの間いいんかいが約1カ月あいだぐらしかありませやくんで、それを今度げつ、事前こんどに聞しぜんいてしっかきりと理解りかいした上でここに参うえ加さんかいただくというのたいせつはとでも大切おちなことだと思たといます。ですから、例えほんとうば本当いいんかいに委員会いが終おわってから、次つぎの日ひか次つぎの日ひぐらじむきょくいに、これはやは事務局やくそくとのなるべく早はやくするといやくそくうお約束やくそくでいくといやくそくうのはいかがでしようか。井上委員いのうえいん、いかがでしようか。

【井上委員】 いいです。

【綿委員長】 では、記録きらくに關しては、事務局じむきょくのデータきやくりよくを極わた力きやく早くお渡きやくししていくと。これはほかの委員いいんの皆様みなさまももし希望きぼうがあれば事務局じむきょくに申もうし出でていただえいて、そのデータおちを得えていただおちければと思おちいます。

【高橋委員】 聴覚障害者協会たかはしいんも欲ちょうかくしょうがいしやくしやくかいしいです。今いまの話はなしでは録音ろくおんと言いっていますが、私わたしは聞きこえませきんで、速すみやかに文字起もじおこしをしていただきじろくいて、議事録ぎじろくとしていただおもければありがたいと思おもいます。

【綿委員長】 情報保障じょうほうほしょうの問題もんだいがありますので、それいっしょも一ごうりてき緒はいりよに合理的配慮なかの中ねがでお願いねがします。

では、井上オプザーバー、お願いいのうえします。

【井上委員】 データいと言おくわれると、よくメールいで送おおりますとかと言おおわれることが多おおいんですけれおおども、メールつかは使かみえないので、紙いんざつにちこまゃんと印刷こましたものをいこまただかこまないと困こまりますし、できることならルビふを振ふってふいただふいたものでないふと読よめないで、なるべくそほうこうういほうこうう方向ほうこうをとっていただおもけたらと思おもいます。

【綿委員長】 恐おそらくお1人ひとりお1人ひとりのデータしゆの種たしょうによって多少じかんの時間ぜんごの前ごりかい後ごりかいがごりかいできることは御理解ごりかいいただごりかいければと思おちいます。合理的配慮ごうりてきはいりよの中なかで、いわゆる過かど度の負ふたん担かを課かさないといはいうことも入はいっておりますので、その

ところでちょっとお時間がかかってしまうことを御了解いただいた上で、しっかりとなるべく早くというの
が原則になるかと思しますので、よろしいでしょうか。

【中山委員】 中山と申しますけれども、これから3月、4月、6月、8月と委員会が行われるんですけれども、私は一応かけ持ちで幾つか仕事を持っていて、実施の日にちによっては、直前になって出られなくなってしまうこともありますので、その場合に母親にかわりに出てもらおうということは可能でしょうか。それを確認したいんです。

【綿委員長】 これはいかがですか、事務局から何か提案はありますでしょうか。

【事務局】 冒頭に委嘱状を交付させていただいております。基本的には、委嘱状を交付させていただいた方が委員という形になりますので、委員さんが御出席する際の補助的な役割ということで支援される方が同席されるのは委員会の条例の中で決まっていることですが、支援者のみが参加するということは条例上うたっておりませんので、委員さんが御欠席の場合は、あわせて支援者の方も御欠席という扱いになるとごりかい
御理解いただければと思います。

【綿委員長】 中山委員、よろしいでしょうか。

【中山委員】 わかりました。ありがとうございます。

【事務局】 それぞれの委員の皆様が今後、お仕事等さまざまな理由によってお休みになることがあると思います。そのときには、前もって意見を事務局に逆に届けてもらうこともできると思います。それによって、

事務局から委員長のほうに言って、それを代読するということもできますので、もし御欠席の場合には、

各委員の皆様、事前に意見を事務局に届けていただくという方法はいいと思いますので、よろしく願いしたいと思ひます。

【綿委員長】 そのほかいかがでしょうか。先ほど写真についてありましたが、その件についていかがでしよ

うか。これも個人情報保護との関係がありますので、例えば、三井委員が御自分を撮られることは全然問題

ないと思われます。これは個人のものになりますので。ただ、ほかの委員の皆様であるとかは、それぞれの

個人情報になりますので、例えばその活動の中でという形であればというレベルかなと思うんですが、どう
でしょうか。

こうやって写真を撮ることは全然オーケーだと思うんですけども、ただ、全体に1人1人を撮るとい
うのは、これは法定会議になりますので。

【三井委員】 それはやりません。

【綿委員長】 であれば、御自分の写真であればオーケーかなと思うんですが、こういう資料等がぱちとな
ってどうのこうのという話もあるので、御自分の写真は全然オーケーだと思います。

【三井委員】 そこに入り込むのは、皆さん、平気ですか。向こう側から写ると何人か入った場合に平気です
かという確認をしたい。1人1人の顔面を撮るとかはありません。

【綿委員長】 それはほかの委員の皆様、いかがでしょうか。それぞれのプライバシーの問題もありますの
で。

【井上委員】 大丈夫です。

【綿委員長】 ほかの委員の皆様、写り込みに関しては特に問題はありませんか。

【中山委員】 私は大丈夫です。

【綿委員長】 ありがとうございます。ほかの委員の皆さんも大丈夫でしょうか。

では、基本的にはそういう形で、1人1人の発言の写真とかは原則不可になりますけれども、個人のもの
という形で御理解いただければと思います。自分の活動記録とかそういうものに関してという形でいき
たいと思います。

【井上委員】 井上さんの介護者ですが、議事録について、井上さんはできるだけ早くしてほしいのですが、

その議事録は要約したものになるのか、一言一句を書き起こしたことになるのか、今、事務局の人はどちらを
かんが
考えていますでしょうか。

【綿委員長】 これも恐らく市の情報開示の要綱があると思いますので、そのあたりの御説明をお願いした
おも
いと思います。

【事務局】 今回、録音したものを業者さんのほうで起こしていただくということで、直接こちらのほうで
はなくて、データを渡して議事録に起こしていただくと。全言の記録をまず起こしていただくということで
ねが
お願いをしているところです。ただ、全言記録となりますと時間を要するということは御理解いただけ
おも
ばと思いますので、よろしく願いいたします。

【綿委員長】 全言記録となりますので、全言記録の場合に議事録決定というのはどこで行われるんでしょ
うか。例えば、議事録を発言された委員の皆さんに1回戻して、ちゃんと承認をとってから公表しなければ
いけな
いものだと思うんです。そのあたりというのはどういう感じですか。

【事務局】 国立市の場合ですと、附属機関に関する設置及び運営に関する要綱というのがございまして、そ
なか
の中に議事録についての説明とか取り決めがございまして。その中では、発言された委員さんのお名前が入
たもの、何々委員さんがどういう発言をしたという記録の形で公開をさせていただきますので、公開の前段
あ
に当たりましては、もちろん発言された委員さんの御確認をさせていただくということで、議事録ができ次第
はいふ
配付をさせていただきます、直近の委員会開催時冒頭に議事録の御承認、あるいは訂正の御連絡をいた
かたち
くという形をとらせていただいて、委員会の承認がとれたものを公開させていただくという段取りをとら
おも
せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【綿委員長】 とりあえず、まず事務局からは、委員のお名前が載った全言録を委員の皆さんに確認してもら
かてい
って、確定をして全員に配るとというのが今の事務局からの説明です。

【三井委員】 私からも言います。議事録についての意見。議事録は重要な発言の記録です。ですから、

簡略化しないで、それぞれの発言どおり記録するようなものにすることを要求します。昨年の推進協議会で

の議事録では、簡略化し過ぎて、委員の名前も、事務局の名前も記入せず、どれが誰の発言だかわからなくて、

議事録を見て検討しようと思ってもできなくて困りました。発言内容もほとんど少なく、要点をまとめた

事務局の方は言いますが、私の知りたい要点はなく、意味がありません。やはり一言一句録音を起こしたものはつくるべきです。

そしてもう一つ、議事録は委員会のときに配るのではなく、委員会が終わったらすぐ録音を起こし、委員会

が始まる前の15日前ぐらいにポストに届いて、資料とともに読みこなしたいと思います。資料の提示は、前

の月の委員会に提出してくれると非常にありがたいです。検討していけるからです。私たちしょうがいしゃ

は、読みこなすのも、考えるのも、資料をつくるのも、みんなと話し合いを何度も持ち、ほかのしょうがい

しゃの方にも意見を聞き、そして委員会に持っていくのです。事務局の方も大変ですので、他者へ依頼してほ

しいです。そうしないと、ぐんと遅くなりますので、よろしくお願いします。

今それを聞いたのでよかったです。

このメモは、三井さんがあらかじめ自宅でタイプを打って用意しておりますので、今発言として介護者が

読み上げますが、会議とはちょっと時間がずれていたということもあります。ただ、これ自体も三井さんから

の発言として受け取っていただきたいです。

【綿委員長】 ありがとうございます。今の内容と、先ほどの事務局のところが合っておりまして、では

それでよろしいでしょうか。では、議事録についてはよろしいでしょうか。

あと、そのほかに進め方につきまして何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第のほうを進めさせていただければと思います。次第の5に移らせていただきたいと思いま

す。国立市しょうがいしゃ計画の位置づけ等について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、本日、事前に配付をさせていただきました資料、計画の位置づけ、関連計画、策定の

背景と趣旨、期間等というA4、11ページ立ての事前配付資料、資料④と肩書をつけておりますものをお手元

に御用意いただければと思います。

1ページ目は、11ページ立てに記載の内容でございます。国立市しょうがいしゃ計画の位置づけ、市の基本

構想・関連計画、3点目が国立市しょうがいしゃ計画策定の背景と趣旨、4が計画の対象期間でございます。

前半は説明的なもの、後段の計画の期間等につきましては、事務局からの御提案を含んでおりますので、よろ

しくお願いいたします。

それでは、ページをめくっていただきまして、2ページから事務局のほうで説明をさせていただきます。

本日発足しました国立市しょうがいしゃ計画策定委員会は、その名のとおり、国立市しょうがいしゃ計画の

策定のために設置された委員会になります。ですので、委員会の冒頭というところで、国立市しょうがいしゃ

計画の位置づけについて簡単に御説明をさせていただきます。

まず、障害者基本計画についてですが、障害者計画は、障害者基本法を根拠に策定する計画となります。

主にしょうがい福祉施策推進のための理念、方向性を定めるという役割のものです。国では内閣府が障害者

基本計画を定めており、都道府県、国立市にあっては東京都になりますが、これを受けて、それぞれ都道府県

ごとの障害者計画を策定しております。また、市町村においてはこれらを基本として、市町村ごとのしょう

がいしゃの状況等を踏まえた障害者計画を定めることと障害者基本法で定められているところでござい

ます。

根拠が、障害者基本法の第11条を抜粋して記載しておりますので、御確認をいただければと思います。

11条の第6項、「市町村は」といったところが障害者計画を策定する法的な根拠、位置づけという形になり

ます。

続きまして、3ページ、(2)国、都、国立市における『障害者(基本)計画』ですが、国立市では、国立市

しょうがい者保健福祉計画を経て、平成23年度から始まった国立市しょうがい者計画が平成28年度をもつ

て計画期間が終了となります。本日、当日配付の資料でお配りをしております薄青の冊子に取りまとめたも

のを指しております。この国立市しょうがいしゃ計画の基本となる国の新基本計画、東京都の障害者計画は、

それぞれが平成29年度をもって計画期間が終了の予定となっています。そのため、新たな計画の策定作業

がそれぞれのレベルにおいて進められているところです。以下の表が、国、東京都、国立市、それぞれの

しょうがいしゃ計画、障害者基本計画の計画策定サイクルを比べたものです。参考までにごらんください。その下の

米印については、国の計画策定の流れ、東京都の計画策定の流れ、国立市の計画策定の流れについてメモ書

きを入れさせていただいているところでございます。

4ページからは、現行（直近）の『障害者（基本）計画』の構成ということで、国、東京都、国立市のそ

れぞれの計画の基本理念等、構成内容、基本方針施策等を一覧として表示しております。表組みの中で若干

見にくくなるということで、済みませんが、ここはルビを割愛させていただいておりますので、御理解いただ

ければと思います。これが6ページまでです。

続いて、7ページ、国立市における『障害者計画』と『障害福祉計画』につきまして、国立市では、地域

保健福祉計画策定委員会により、これまでは2つの計画を一体的に策定してきました。今後は、平成28年度

から29年度、今年度から来年度にかけて、本委員会、国立市しょうがいしゃ計画策定委員会において国立市

しょうがいしゃ計画を策定します。このしょうがいしゃ計画の策定を受けまして、続いて、恐らく29年度後半

から30年度にかけて国立市自立支援協議会等より意見聴取しながら、国立市しょうがい福祉計画の新たな

ものを策定していくという予定になっております。以下の表が、しょうがいしゃ計画としょうがい福祉計画

の関連図となります。また、縦の長い表が、内閣府が障害者白書の中で示した例示になっております。現在

の障害者計画が大きな10項目の施策目標を持っています。「生活支援」から始まりまして、「保健・医療」、

「教育、文化芸術活動・スポーツ等」、「雇用・就業、経済的自立の支援」、「生活環境」、「情報アクセシビリティ」、「安全・安心」、「差別的解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」、

「国際協力」、この10点が障害者計画の柱立てということで今示されているところでございます。この例示につきましては、ほかに1と3がありますが、国立市においては②というところで、参考までにこのようにさせていただいたところです。ここまでが1になります。

続きまして、2の市の基本構想・関連計画をそれぞれ図示させていただいているところです。国立市しょうがいしゃ計画は、市の基本構想・基本計画に基づき、関連計画との整合性を持ち、しょうがい福祉計画との

調和を保ちながら策定される計画です。現在、国立市の基本構想第5期、平成28年度、今年度から39年度までのものを持っております。今、これに基づく基本計画の第1次の初年度ということで、平成28年度から35

年度の8年間の基本計画を持っております。これに関連づける個別行政計画ということで、1つ、国立市地域福祉計画ということで、しょうがい関係の計画、高齢関係の計画とも調和を保つ地域福祉計画、それと、しょうがいしゃ計画、しょうがい福祉計画、高齢のほうが高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、そのほか、子

ども関連、健康関連、男女平等関連、総合防災計画等々が相互に関連する個別計画という計画群をなしている

るといったところで御理解いただければと思います。また、地域福祉計画との連動、連携といったところでは、行政計画という位置づけではありませんが、社会福祉協議会が策定している国立市地域福祉活動計画と

の調和、連携といったものもございまして。

続きまして、9ページになります。こちらが国立市しょうがいしゃ計画策定の背景と趣旨になります。

国立市では、前記のとおり平成23年度から28年度までを計画期間といたしまして、国立市しょうがい者計画

と国立市しょうがい福祉計画をあわせて策定しました。その後、27年度から28年度には、国立市地域保健

福祉施策推進協議会による計画の点検、評価を行いました。しょうがいのある方が地域の中で安心して、当

たり前に暮らすことができるよう、豊かな生活に向けての支援、これが現行しょうがいしゃ計画の目標1に

あ じぞんしん も さんか ちいきしゃかい もくひょう あ たよう はたら かた せんたく そうぞう
当たります。自尊心を持って参加できる地域社会づくりが目標2に当たります。多様な働き方の選択の創造

もくひょう じりつせいかつ ささ たいせいこうちく もくひょう たが ぞんちよう とも く しゃかいじつげん もくひょう
が目標3、自立生活を支える体制構築が目標4、お互いに尊重し、共に暮らす社会実現が目標5になりま

す。これらに向けて、さまざまなしょうがいしゃ福祉施策を推進してきました。現行のしょうがいしゃ計画に

つきましては、先々の委員会でまた詳しく、推進協議会の点検、評価を含んで御報告をさせていただく予定

です。平成23年度からの計画は28年度末をもって終了することとなっています。この間、しょうがいのあ

かた と ま ほりつ せいど おお しんてん
る方を取り巻く法律や制度は大きく進展しました。

しょうがいしゃじりつしえんほう しょうがいしゃぞうごうしえんほう かいせい なんびょう わすら かたなど あら
障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正されたこと、それによって、難病を患う方等が新たに

たいしょう なんびょうとう かた ふくし など じゆきゆう
対象となり、難病等の方もしょうがいしゃ福祉サービス等を受給できるようになりました。

けんりようご かか ぶんや ぎゃくだい ほうし かん へいせい ねん さべつかいしょうほう こうふ
権利擁護に係る分野では、しょうがいしゃ虐待の防止に関して、平成25年に差別解消法が公布される、

さらに雇用促進法も改正されまして、雇用分野での差別の禁止、合理的配慮の提供義務等々が明文化された、

せいしん かた ほうていこうりつ さんていたいしょう ついか きてい か
精神しょうがいの方の法定雇用率の算定対象の追加のことも規定されたといったところを書かせていただ
いております。

しゅうろうしえん ぶんや しょうがいしゃこようそくしんほう かいせい きさい
さらに就労支援の分野ということで、障害者雇用促進法の改正について記載をしております。また、

くにたちし うご さきが へいせい ねん がつ く せんげん
国立市では、これらの動きに先駆けまして、平成27年9月に、しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言

じょうれい しこう かた く じつげん む こうりてきはいりよ
の条例を施行している。しょうがいのある方があたりまえに暮らすまち・くにたち実現に向けて、合理的配慮

ていきょう さべつてきと あつか きんし きてい う む そうご じんかく
の提供や差別的取り扱いの禁止を規定するといったことと、しょうがいの有無にかかわらず、相互に人格と

こせい ぞんちよう あ あんしん く しゃかい じつげん きよ もくてき じょうれい
個性を尊重し合いながらともに安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした条例

ですということで、あたりまえ条例について記載をさせていただいております。

くにたちし じだい たいおう しさく すいしん あら けいかく
国立市では、さらにこれからの時代に対応していくしょうがいしゃ施策を推進するための新たな計画を

さくてい ほんいんかい せっち
策定するために本委員会を設置させていただいたところでございます。

ほんけいかく くにたちし きほんこうそう にんげん たいせつ きほんりねん こんかん おも も
本計画は、国立市の基本構想にある「人間を大切にす」という基本理念を根幹に、「思いやりを持ち、そ

それぞれの違いを認めあい支え合う市民」を「まちづくりの担い手」として、基本計画に掲げる基本施策「しよ

うがいのある方が地域の中で主体的に暮らしを続けることができるよう、各種サービスの提供を通じた

総合的な支援を行い」、また「しょうがいのある方に対する誤解や偏見及び日々の暮らしや社会参加を妨げ

ている障壁の解消等に努め、誰もがあたりまえに暮らすまちの実現を目指す」ため、策定するものです。そ

ういったところで、計画策定の背景と趣旨について記載させていただきました。

めくっていただきまして、10ページが国立市しょうがいしゃ計画の対象期間になります。これにつきまし

ては、本日、事務局から御提案をさせていただく部分になります。国立市しょうがいしゃ計画の対象期間は、

ちょうわ たも くにたちし ふくしけいかく けいかくきかん こんご くに しょうがいふくしけいかく けいかくきかん ねん

サイクルとっておりますが、第6期に当たる計画期間の終期とあわせ、平成29年度から35年度までの7

ねんかん けいかくきかん ていあん おも くにたちし けいかく きほんりねん

施策の方向性などを中心に策定するため、国や東京都とあわせ、「期」の表記はしないという形をとらせて

いただきたいといった御提案でございます。国の障害者計画、都の障害者計画も期という形をとらず、

きほんてき りねん ほうこうせい こうしん かたち てん ごていあん

基本的な理念、方向性を更新していくという形をとられておりますので、この点の御提案をさせていただ

さいご 最後

してん せいり ねが ないよう てんめ ひと ひと たいしょう

しみぜんたい すいしん けいかく してん くにたちし けいかく

かた たいしょう げんてい けいかく とら しみぜんたい にな て すいしん けいかく

りねん きてい しさく ほうこうせい さだ じゅうよう してん

また、2点目といたしまして、合理的配慮の提供と不当な差別的取り扱いの禁止の普及を根底に据えた

けいかく してん く じょうれい はじ さべつかいしょうほう かんれんほう もっと じゅうよう

な視点と 考 えております。今期、これからの計画策定に当たっては、合理的配慮の提供、不当な差別的取り

扱 いの禁止というこの2点の普及啓発につながる取り組みが重要であり、計画策定のプロセス、過程におい

ても視点の1つとして取り入れていきたいと 考 えております。

最後に3点目といたしまして、しょうがいのあるひと個人が尊重されるとともに、支えあいのまちづくり

を醸成するための計画であるという視点。しょうがいのある方を支援する視点として、個別性の尊重がある

とともに、福祉のまちづくりを進めるためには地域社会が一丸となって取り組む機運づくりが重要というこ

とで、個別性の尊重と地域社会が一丸となれる取り組みという、ミクロとマクロの視点といったところで、

3点目に記載をさせていただいているところでございます。

また、これまでの計画においても重要視してきました財政的な視点、国や東京都へ働きかけていくといっ

た視点も継続して留意するポイントと捉えております。障害者総合支援法施行以後、しょうがいのある方の

対象が拡大され、おのずと個別性が広がるとともに、介護給付費の増加、公共施設の老朽化などの市の財政

負担はしょうがい福祉分野においても増大傾向にあります。これは逆に言うとしょうがい福祉分野に限らず

増大傾向と捉えていただければと思います。計画の策定には財政的な視点も欠かすことができないところで

ございます。また、しょうがい福祉分野では、国の制度、都道府県の制度、市区町村の制度とあり、国立市

においても、国、東京都、市の制度が整備されています。近年ではたびたび新法の施行や法の改正などが行

われているところで、御存じの方もいるかと思いますが、その中で、国立市単独では困難なしょうがい福祉

課題への取り組みは国や東京都に働きかけ、実現を目指すといった視点も重要となります。計画策定の視点

ということで、大きな項目としては3点、それを補足する形で2点加えさせていただいているところでござ

います。

本日、しょうがいしゃ計画策定委員会、第1回冒頭ということですので、今後、しょうがいしゃ計画策定の

作業を進めていくに当たって、位置づけの確認、策定の背景と趣旨、計画期間等につきまして、事務局より

ごせつめいなら ごていあん さ あ ねが
御説明並びに御提案を差し上げたところですので、よろしくお願いたします。

わたいいんちよう いまごせつめい ないよう いいん みな ごしつもん ごいけん ねが
【綿委員長】 今御説明いただいた内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見を願いたします。

みついいいん いま けんとう
【三井委員】 これを今、検討するんですか。

わたいいんちよう おそ さいしよ さいしよ かんたん しつもん う あと じっさい けんとう い
【綿委員長】 恐らくきょうは最初ですので、まず最初に簡単な質問を受けて、この後、実際に検討に入っ
いければと思います。例えば、御自宅に帰られて何か御質問が出たときに、また事務局のほうに質問してい
だいてもいいと思いますし、ここで全て何かを決定するというのではなくてという形 で進めていければと
おも 思っています。

みついいいん とど とちゆう よ けんとうちゆう
【三井委員】 おととい届いたばかりなんです。途中まで読みましたが、まだ検討中です。

わたいいんちよう おそ みな ぜんぶよ こ おも ごほうこく
【綿委員長】 恐らくまだ皆さんも全部読み込んでいないと思うんです。ですので、これはきょう御報告があ
あと かくいいん みな よ こ なに き
って、この後、各委員の皆さんがしっかり読み込んでいただいて、何か決めることでもありませんので、また
ごいけん うえ ごしつもん じむきょく しつもん かたち
御意見をいただいた上で、もし御質問がありましたら事務局に質問していただくという形 でよろしいでしょ
うか。ゆっくり御自宅でもたお読みいただいてという形 でいければと思います。

みついいいん いま ろうどく き すこ ろうどく
【三井委員】 今の朗読を聞いていたんですが、もう少しゆっくり朗読なり、しゃべっていただかないとつい
ていけないので、気をつけていただきたい。

わたいいんちよう みな ねが
【綿委員長】 それでは、皆さん、ゆっくりと、ぜひよろしくお願いたします。

こんかい けいかく さき はなし ねんぶん ねんぶん けいかく
今回のしょうがいしゃ計画ですが、先ほどお話 がありましたように、7年分になるんです。7年分の計画
づくりということになります。恐らく障害者総合支援法も3年ごとの見直しが入ってきますので、今当然、
あた みなお ぎろん こうせいろうどうしよう はじ さんこう こんご
新しい見直しの議論も厚生労働省で始まっていますので、そういうものも参考にしてもらいながら、今後い
はな あ すす おも く に どうこう み みな ごいけん ねが
わゆる話し合いを進めていければと思いますので、国の動向を見ながら、皆さんの御意見もぜひお願いでき

おも
ればと思います。

そのほかいかがでしょうか。きょう、こういうところがわからないよというところで御質問が何かあれば、
どうですか。

【丸山委員】 丸山です。2つほど提案をしたいと思います。1つは、今、三井委員もおっしゃったように、
これからは、朗読をしたり、質問したりというスピードをできるだけゆっくりしたほうがいいかなと思いま
した。手話通訳の方も通訳しづらいですし、それぞれのしょうがい特性で理解をしていくスピードも違うか
なと思いました。事前に資料が読み込めれば、ある程度その部分は少し省略をしても大丈夫な部分がある
かなと。これは三井さんはどう思うか、後で意見を聞きたいんですけども。それから、当日配付の資料は、
そのとおりと言われてしまうと理解がなかなか難しいので、できる限り事前に出しつつ、やむを得ず当日出
す場合は詳しい説明が必要かなと思いました。

2つ目、今始まって1時間半たっていますけれども、会議はどうしても長くなることがあります。そうする
と、それぞれ集中力も途切れるし、トイレも行きたいしということもあるので、長くなる場合は、委員長
にお任せをしたいと思うんですけども、1時間から1時間半で1度適宜休憩をとってはどうかと提案し
ます。

【三井委員】 賛成です。

【綿委員長】 丸山委員、ありがとうございました。進め方の中で、それぞれの御意見をいただきながら進め
ていただければと思いますので、ぜひ忌憚のない積極的な御意見をいただければと思います。

大体1時間半ぐらいのところを目安に1回休憩をとっていくという形でいければと思いますので、よろ
しくお願ひしたいと思います。1時間がいいですか、では、1時間ぐらいで休憩をとっていきましようか。

そのほかにまた何かありますか。

では、これはきょう何かを決定するということではありませんので、第2期のしょうがいしゃ計画につい
て、また皆さんと積極的な意見交換をしながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

それでは、最後のその他のところの次回日程の調整につきましては、さきにやっておりますので、場所の

ほうは大丈夫でしたか。まだわかりませんよね。では、一応先ほどの日程で御予定をいただいて、何か変更が

ある場合は、事務局からまた連絡が行くという形にしたいと思っております。

きょうの策定委員会の議事は全て終了になりますが、委員の皆様から、これだけはというものが何かありましたら。

【中山委員】 意見とかを言ったり、相談したりとかという場合に、事務局とコンタクトをとりたいときに、

連絡先みたいなものを本日把握できるといいかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

【事務局】 開催通知に御案内で、一番下段のところには本件に関するお問い合わせはということで、健康

福祉部しょうがいしゃ支援課の電話番号、ファクス番号、それとメールアドレスを記載させていただいており

ます。お電話でも、あるいはファクスでも、メールでも構いませんので、事前に何かお尋ねしたい、確認した

いということがありましたら、こちらのほうに遠慮なくいただければと思いますので、よろしくお願いいた

します。また、開催通知を出すたびに、このお問い合わせ先は必ず載せるようにいたしますので、2回目

の開催通知の下段にも連絡先は記載いたしますので、御活用ください。よろしくお願いいいたします。

【中山委員】 ありがとうございます。

【綿委員長】 そのほか何かありますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、全部終わりましたので、これをもちまして、第1回国立市しょうがいしゃ計画策定委員会は

終了したいと思います。次回もありますので、またお集まりいただければと思います。よろしくお願いま

す。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。